

徳之島町ふるさと納税のご案内

(徳之島町外にお住まいの方へのご案内となります)

「ふるさとを応援したい」そんな気持ちを実現するために生まれたのが「ふるさと納税」制度です。ふるさと納税は、徳之島町へ寄附をした場合に、その寄附金のうち、2,000円を超える部分の金額が所得税及び住民税から控除される制度です。

徳之島町では、皆さんの温かい思いやりをまちづくりに生かすため「徳之島町ふるさと思いやり基金」を設置し、寄附金の募集を行っています。

徳之島町をふるさとに持つ皆さん、徳之島町を「第2のふるさと」「心のふるさと」と思っただけの皆さん、徳之島町に温かいご支援をお願いします。

あなたの“想い”で徳之島町はさらに元気になります。

徳之島町役場 企画課

1. 寄附金の使い道は下記のとおりです。

- ①特産品の研究開発に関する事業
- ②高齢者および障がい者の健康増進・福祉の充実に関する事業
- ③徳之島の環境・保全等に関する事業
- ④伝統文化の保存・継承に関する事業
- ⑤教育・文化・スポーツの振興に関する事業
- ⑥観光及び定住促進に関する事業
- ⑦ その他町長がふるさとづくりに必要と認める事業

2. 寄附特典

- ・寄附をされた方で、町の広報誌「広報とくのしま」を希望される方には1年間無料でお届けいたします。
- ・町外にお住まいの方で、徳之島町に1万円以上の寄附を頂いた方には、特典（返礼品）をお贈りしております。
- ・寄附額に合わせて、各コースより自由に組み合わせてお選びください。

【選べる特典】

- ・徳之島町総合加工センター「美農里館」の加工品や手づくりアイスのセット
- ・徳之島の特産品セットや黒糖焼酎、ホテル宿泊券
- ・徳之島のフルーツや野菜（マンゴー・たんかん・バレイショ）等々

詳しくは、ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」でご確認ください。

(徳之島町ふるさと納税ページ：<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/46530>)

3. 寄附の手続き

- ・「徳之島町ふるさと納税（思いやり基金）申込書」にご記入いただき、徳之島町役場まで、郵送かFAXにてお申込みください。（メールでも受付可能です。）

- ・徳之島町役場から専用の振込用紙（振込手数料無料）をお送りいたします。
（※振込用紙がお手元に届きましたら 2 週間以内を目安にお振込をお願いします。）
- ・専用振込用紙でお近くのゆうちょ銀行の窓口か振込用紙読取対応の A T M から振込みできます。
- ・ご入金確認後に協議会事務局から「寄附金受領証明書」を郵送いたします。（ワンストップ特例申請を希望された方には申請書類も同封いたします。）この証明書は税の軽減措置を受ける為に必要ですので、大切に保管してください。

4. インターネットで寄附手続き

ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」でも徳之島町への寄附が行えます。また、郵便振替・クレジット決済も可能ですので、お急ぎの方はこちらがお勧めです。

（徳之島町ふるさと納税ページ：<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/46530>）



■全額控除される「ふるさと納税額（年間上限）」の目安

自己負担額の 2,000 円を除いた額が所得税及び個人住民税から控除されます。ふるさと納税を行う方の給与収入と家族構成等でそれぞれ目安（年間上限）となる金額が異なりますので下記の表でご確認下さい。（※下記の表はあくまでも目安となります。住宅ローン控除、医療費控除等で金額が異なる場合があります）

全額控除されるふるさと納税額の年間上限を超えた金額については、全額控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

（総務省：ふるさと納税ポータルサイトより）

ふるさと納税する方の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成					
	独身又は共働き	夫婦又は共働き+子1人（高校生）	共働き+子1人（大学生）	夫婦+子1人（高校生）	共働き+子2人（大学生と高校生）	夫婦+子2人（大学生と高校生）
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	107,000円	85,000円
1,000万円	176,000円	166,000円	163,000円	157,000円	153,000円	144,000円

※共働きとはふるさと納税を行う本人が配偶者（特別）控除の適用を受けていないケースを指します（配偶者の給与収入が 141 万円以上の場合）

※夫婦はふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。（ふるさと納税を行う本人が配偶者控除を受けている場合）

※中学生以下の子供は（控除額に影響がないため）計算に入れる必要はありません。

※ 詳しくは「総務省：ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

徳之島町ふるさと納税（思いやり基金）申込書

令和 年 月 日

徳之島町ふるさと思いやり基金（ふるさと納税）募集推進協議会会長

徳之島町長 高岡 秀規 殿

ご住所	〒 ー	
お名前	ふりがな	
ご連絡先	電話番号	
	ファックス番号	
	E-mail	

私は、次のとおり「徳之島町ふるさと納税」を申し込みます。

1. 寄附金額 円

2. 寄附金の使い道 番

「徳之島町ふるさと納税のご案内」1. 寄附金の使い道①～⑦の中から1つ選んで番号をご記入ください。

※ご記入がない場合は、条例により町長が用途の選択を行うことになります。

3. お名前の公表について 公表してもよい 公表しない

4. 金額の公表について 公表してもよい 公表しない

5. ワンストップ特例申請について 希望する 希望しない

6. 町の広報紙の郵送について 希望する 希望しない

7. 申し込み後に郵便振替用紙を送付いたします。

※既に振替用紙をお持ちの方のみチェックを入れてください。

8. 希望の返礼品（又ご意見等もこちらへご記入ください。）

※3～6の項目はどちらかにチェックを入れてください。

※この申込書を郵送かファックスまたはメールで事務局までお送りください

※ 申込書・郵送先及びお問い合わせ先

徳之島町役場 企画課 徳之島町ふるさと納税 担当者 宛

住所 〒891-7192 鹿児島県大島郡徳之島町亀津 7203 番地

電話 0997-82-1111（内 311・312）

FAX 0997-82-1101 Email: kikaku2@tokunoshima-town.org